

令和6年4月

保護者の方へ

東京都北区子ども未来部保育課

医療的ケアを必要とするお子さんの利用申請について（ご案内）

北区では、区立清水坂保育園で集団保育が可能な医療的ケアを必要とするお子さまの受け入れを行います。

保育施設での保育の必要性があり、かつ受け入れの要件を満たす医療的ケアの処置が必要な3歳児クラス以上のお子さまが受け入れの対象となります。

申請をご希望の方は、必ず保育課入園相談係までご相談ください。

【重要：受け入れの要件】

1 集団保育が可能であること。

保育園は保育施設のため療育は行えません。

保育園では、日々、他の児童とともに集団での保育活動を行います。

2 家庭での生活状態が安定しており、重度の基礎的疾患等がないこと。

※集団保育を行う中で、保育園では主治医の指示に基づき定型的な処置を行うため、医療的な処置内容が安定せず、状態の変化により幼児クラスにおける集団での生活に著しく影響がある場合は、医療的ケア児としての保育園のご利用はできません。

3 医療的ケアが日常生活の一部として普段の家庭での生活で定着しており、保育園での医療行為の実施によって事故等が起こりにくいと主治医に判断されていること。

4 児童の病状・治療に関する情報が保護者と保育園の間で十分に共有でき、必要に応じて主治医からの情報を受け取ることができること。

【保育園で実施可能な医療的ケア】

保育園で実施する医療的ケアは、児童の安全を確保するため、その内容について、あらかじめ実施可能な範囲を定めています。

保育園で実施可能な内容は、以下（1）から（3）の範囲です。

- （1）経管栄養（胃ろう、腸ろう又は経鼻経管）
- （2）痰の吸引（口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部）
- （3）上記（1）（2）のほか主治医の指示のもと保育園で実施可能な処置

ただし、次のいずれかの対応が求められる場合は、上記（１）から（３）の対応が可能であっても、預かりを不可とします。

- 日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要な場合
- 看護師による常時の容態観察や処置が必要な場合
- その他、集団保育が不可と医師から判断された場合、もしくは区の医療的ケア審査会において児童を安全に預かることができないと判断した場合

【申請にあたっての注意事項】

- 申請にあたっては、必ず当該保育園の現場を事前見学してください。
- 医療的ケア児受け入れの枠内（保育園内で２名）で対応可能な場合のみ利用することができます。
- 主治医の意見書・指示書の作成にかかる費用は、保護者により負担をお願いします。
- 申請後に行う観察保育については、日程調整や家庭での状況の詳細な聞き取りなど、多くのお時間をいただくことがあります。可能な限りのご協力をお願いします。

【医療的ケア実施の際の確認事項】

医療的ケアの実施は、児童の健康管理にとって極めて大切なものであるため、保護者の皆さまには、あらかじめ以下の項目すべての内容をご確認いただいたうえで、申請をお願いします。

- 1 保育園での保育時間は、平日の午前８時 30 分から午後５時までの間のうち、８時間以内の預かり時間になります。
- 2 医療的ケアの実施は、担当する看護師が主治医の意見書及び指示書に基づいて指導を受け、安全性が確認できた必要な医療行為のみを保育時間の中で行います。
- 3 医療的ケアの方法や実施する時間などは、上記２に基づく内容に限定して行うため、体調に応じて医療的ケアの実施内容を随時変えるなどの対応はできません。
- 4 担当する看護師は他の業務にも関わるため、常時児童の対応にかかることはできません。
- 5 与薬および食物アレルギー対応が必要な場合は、区立保育園の基準に基づいて対応します。
- 6 日々の登園の際は、児童の体調を把握してください。体調が悪いと判断されたときは、無理せず保育園へご連絡ください。

- 7 緊急時を含め、保育園から保護者へ連絡をする場合があるため、必ず密に連絡がとれるようにしておいてください。
- 8 医療的ケアの実施に伴う緊急時の対応について、主治医への協力依頼など連携を図ってください。
- 9 保育園での感染症の流行があった際には、主治医への相談など必要な対応をとってください。
- 10 医療的ケアに必要な医療器材や消耗品は、ご家庭でご用意のうえ、ご持参ください。また、器材の洗浄・消毒、消耗品などの破棄についても、ご家庭でお願いします。
- 11 必要に応じて病院受診に同行させていただくことがありますので、ご協力ください。
- 12 医療的ケアの実施内容などに変更がある場合は、速やかに主治医の意見書及び指示書を再提出してください。
- 13 園行事など、日常の保育と違う活動が予定される場合は、必要に応じて主治医に意見を伺うなど、事前に保育園と協議を行います。
- 14 保育園とその他関係機関が連携を行い、必要に応じて情報共有を行うことに、ご協力をお願いします。

上記に記載のない事項についても、医療的ケアを行う看護師が不在の場合は保育園の求めに応じてご協力をお願いするなど、保育園の状況により、その他ご協力をいただくことがあります。